

1. 使用基準について

(1) 使用の条件

市民ギャラリーは、市民の芸術・文化に触れる機会と発表の機会の充実を図ることを目的に、佐伯市内に住所を持つ社会教育関係団体等が主催する芸術文化活動等の作品展に使用することができます。ただし、使用内容が、営利行為、宗教活動、政治活動等にかかわるものを含まないこととします。

(2) 市民ギャラリーの概要

展示室面積 7.1m×14.7m=104.37㎡

- ・ パネル14台 [両面吊下用レール、フック付] (横幅1.8m×高さ1.78m)

(3) 展示品の条件

使用(展示)については、次のことをお守りください。

- ア 電気、水、ガス、火気等を使用する必要がある作品については、事前に承認を受けてください。
- イ 次の催物及び展示品については、ご遠慮ください。
- ・ 不快感、高温または高熱を出すしかけのもの。
 - ・ 備品や設備等を壊したり、汚したりする恐れのあるもの。
 - ・ 公の秩序または風俗を乱す恐れのあるもの。
 - ・ 悪臭を出したり、腐敗する恐れのあるもの。
 - ・ 刃物等を素材にし、危険を及ぼす恐れのあるもの。
 - ・ その他鑑賞者及び見物人に著しく不快感を与えるもの。

(4) 使用料

使用料は、無料です。

(5) 使用可能期間

文化振興課で指定した各月前半・後半の概ね2週間程度(搬入、搬出を含む)の期間を1展示期間として使用できます。(ただし、土日祝祭日は除きます。)

(6) 使用可能時間

午前8時30分～午後5時00分(土日祝祭日を除きます。)

2. 申込及び許可について

(1) 申込方法

所定の申込書(様式第5号)及びその他必要書類に記入の上、担当課へ提出してください。(受付は6カ月前からです。)

(2) 申込先

市民ギャラリー使用の申込受付は文化振興課(TEL 22-4234)が行います。

(3) 使用許可

申し込み順に使用申請書を審査した後、使用許可書を発行します。

(4) 使用許可の取消し及び停止

次の場合は、使用許可の取消し又は停止をすることがあります。

- ・ 佐伯市庁舎等管理規則及び使用許可基準で定められた事項を守らないとき。
- ・ 使用する権利をほかの者に譲渡、又は転貸したとき。
- ・ 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- ・ 公用で使用する必要が生じたとき。

3. 使用について

(1) 搬入及び展示

- ・作品の搬入及び展示作業は、使用者の責任において行ってください。
- ・事故防止のため、担当課職員の展示方法の説明及び指示に従って作業を進めてください。
- ・作品の搬入及び展示作業は、原則として使用期間初日の午前8時30分から午後5時の間に行ってください。
- ・事前に作品のお預かりはできません。
- ・壁への画鋸の使用はできますがテープの使用はできません。

(2) 展示品の管理

- ・使用期間中の展示品の管理は、使用者が責任を持って行ってください。使用期間中に生じた展示品の紛失、汚損、破損、また盗難等の損害については、市は一切の責任を負いません。展示品の保険加入等の措置は使用者でお願いします。

(3) 営利行為の禁止

- ・展示品の販売及び観覧料等の徴収などいかなる名目においても営利と認められる行為はできません。また宗教活動、政治活動にかかわる行為もできません。

(4) 損害賠償

- ・使用期間中に市民ギャラリーの設備や備品を傷つけたり、紛失したときは、弁償していただくことがあります。

(5) 搬出及び現状回復

- ・展示品は、使用終了日に必ずお引き取りください。市では、引き取りのない展示品については、一切責任を負いません。
- ・使用終了日は、ギャラリーを現状に回復し、簡単な清掃を行ってください。
- ・また、これらの作業は使用終了日の午後5時までに終了するようお願いいたします。

4. その他

(1) 住所及び名称 〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号「佐伯教育市民ホールまな美 1階市民ギャラリー」

※駐車場に限りがあります。使用の際は公共交通機関のご利用をお願いします。

最寄バス停「内町通り2丁目」から徒歩1分です。

(2) お問い合わせ先

- ・1階市民ギャラリーの使用申込に関することは
文化振興課まで (Tel 22-4234)
- ・その他施設の使用申込、教育市民ホール全般の管理・運営に関することは
教育総務課まで (Tel 22-4070)